

議 第 8 1 号

文化会館アルフォーレ設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

本市文化会館アルフォーレ設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)9月6日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市文化会館アルフォーレ設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

新潟県柏崎市文化会館アルフォーレ設置及び管理に関する条例(平
成22年条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

「

22,300から 24,750まで	28,200から 31,350まで
33,700から 37,400まで	39,600から 44,000まで
43,600から 48,400まで	51,500から 57,200まで
56,000から 62,150まで	67,800から 75,350まで
77,300から 85,800まで	91,100から 101,200まで
99,600から 110,550まで	119,300から 132,550まで

20,560から 30,840まで	26,010から 39,010まで
31,060から 46,600まで	36,500から 54,760まで
40,200から 60,300まで	47,480から 71,220まで
51,620から 77,440まで	62,500から 93,760まで
71,260から 106,900まで	83,980から 125,960まで
91,820から 137,720まで	109,980から 164,980まで

」を

」に

改め、同表楽屋3の部午前・午後の項中「3,660から5,500
まで」を「4,270から6,410まで」に改め、同部午後・夜間

の項中「4, 100から6, 160まで」を「4, 800から7, 200まで」に改め、同部全日の項中「5, 740から8, 620まで」を「6, 940から10, 400まで」に改め、同表楽屋4又は楽屋5の部午前・午後の項中「1, 460から2, 180まで」を「1, 660から2, 480まで」に改め、同表マルチホールの部午前・午後の項中「9, 980から14, 980まで」を「11, 180から16, 780まで」に改め、同部全日の項中「17, 360から26, 060まで」を「19, 460から29, 180まで」に改め、同表中会議室の部午前・午後の項中「1, 940から2, 920まで」を「2, 340から3, 520まで」に改め、同部全日の項中「3, 350から5, 030まで」を「3, 810から5, 710まで」に改め、同表小会議室の部午前・午後の項中「1, 650から2, 490まで」を「2, 000から3, 000まで」に改め、同部午後・夜間の項中「2, 000から3, 020まで」を「2, 250から3, 370まで」に改め、同部全日の項中「2, 710から4, 090まで」を「3, 250から4, 870まで」に改め、同表ミーティングルームの部午前・午後の項中「800から1, 200まで」を「970から1, 450まで」に改め、同部午後・夜間の項中「960から1, 440まで」を「1, 090から1, 630まで」に改め、同部全日の項中「1, 300から1, 960まで」を「1, 570から2, 350まで」に改め、同表大練習室の部午前・午後の項中「4, 340から6, 520まで」を「5, 230から7, 850まで」に改め、同部午後・夜間の項中「5, 230から7, 850まで」を「5, 890から8, 830まで」に改め、同部全日の項中「7, 090から10, 650まで」を「8, 500から12, 760まで」に改め、同表小練習室の部午前・午後の項中「1, 830から2, 750まで」を「2, 200から3, 300まで」に改め、同部午後・夜間の項中「2, 100から3, 140まで」を「2, 480から3, 720まで」に改め、同部全日の項中「2, 880から4, 320まで」を「3, 510から5, 270まで」に改め、同表ワークスペースの部午前・午後の項中「3, 660から5, 480まで」を「4, 410から6, 610まで」に改め、同部全日の項中「6, 090か

ら 9, 130 まで」を「7, 160 から 10, 740 まで」に改め、同表備考第 3 項中「会議室」の次に「、ミーティングルーム」を、「大練習室」の次に「、小練習室、ワークスペース」を加え、同表備考第 8 項中「1, 650 円から 2, 470 円まで」を「2, 020 円から 3, 020 円まで」に改める。

附 則

(施行 期 日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市文化会館アールフォーレ設置及び管理に関する条例（平成22年12月17日条例第45号）

改正後				改正前				
別表（第11条関係）				別表（第11条関係）				
施設別	利用時間区分		金額の範囲（円）		施設別	金額の範囲（円）		
	平日	土曜日、日曜日及び休日	平日	土曜日、日曜日及び休日		平日	土曜日、日曜日及び休日	
大ホール	午前	午前9時から 正午まで	20,560から 30,840まで	26,010から 39,010まで	午前	午前9時から 正午まで	22,300から 24,750まで	
		午後	午後1時から 午後5時まで	31,060から 46,600まで		36,500から 54,760まで	午後	午後1時から 午後5時まで
	夜間		午後6時から 午後10時まで	40,200から 60,300まで	47,480から 71,220まで	夜間		午後6時から 午後10時まで
		午前・午後	午前9時から 午後5時まで	51,620から 77,440まで	62,500から 93,760まで		午前・午後	午前9時から 午後5時まで
	午後・夜間		午後1時から 午後10時まで	71,260から 106,900まで	83,980から 125,960まで	午後・夜間		午後1時から 午後10時まで
		全日	午前9時から 午後10時まで	91,820から 137,720まで	109,980から 164,980まで		全日	午前9時から 午後10時まで
	(略)				(略)			
	楽屋3	(略)		(略)		(略)	(略)	
午前・午後		午前9時から 午後5時まで	4,270から6,410まで		午前・午後		午前9時から 午後5時まで	3,660から5,500まで

改正後				改正前			
楽屋4 又は 楽屋5	午後・夜間	午後1時から 午後10時まで	4,800から7,200まで	午後・夜間	午後1時から 午後10時まで	4,100から6,160まで	
	全日	午前9時から 午後10時まで	6,940から10,400まで	全日	午前9時から 午後10時まで	5,740から8,620まで	
楽屋4 又は 楽屋5	(略)			(略)			
	午前・午後	午前9時から 午後5時まで	1,660から2,480まで	午前・午後	午前9時から 午後5時まで	1,460から2,180まで	
マルチホール	(略)			(略)			
	(略)			(略)			
マルチホール	午前・午後	午前9時から 午後5時まで	11,180から16,780まで	午前・午後	午前9時から 午後5時まで	9,980から14,980まで	
	(略)			(略)			
マルチホール	全日	午前9時から 午後10時まで	19,460から29,180まで	全日	午前9時から 午後10時まで	17,360から26,060まで	
	(略)			(略)			
(略)				(略)			
中会議室	(略)			(略)			
	午前・午後	午前9時から 午後5時まで	2,340から3,520まで	午前・午後	午前9時から 午後5時まで	1,940から2,920まで	
中会議室	(略)			(略)			
	全日	午前9時から	3,810から5,710まで	全日	午前9時から	3,350から5,030まで	

改正後		改正前	
	午後10時まで		午後10時まで
(略)		(略)	
小会議室	(略)	小会議室	(略)
午前・午後	午前9時から 午後5時まで	午前・午後	午前9時から 午後5時まで
午後・夜間	午後1時から 午後10時まで	午後・夜間	午後1時から 午後10時まで
全日	午前9時から 午後10時まで	全日	午前9時から 午後10時まで
(略)		(略)	
ミーティングルーム	(略)	ミーティングルーム	(略)
午前・午後	午前9時から 午後5時まで	午前・午後	午前9時から 午後5時まで
午後・夜間	午後1時から 午後10時まで	午後・夜間	午後1時から 午後10時まで
全日	午前9時から 午後10時まで	全日	午前9時から 午後10時まで
(略)		(略)	
大練習室	(略)	大練習室	(略)
午前・午後	午前9時から 午後5時まで	午前・午後	午前9時から 午後5時まで
	5,230から7,850まで		4,340から6,520まで

改正後		改正前	
午後・夜間	午後1時から 午後10時まで	午後・夜間	午後1時から 午後10時まで
5,890から8,830まで		5,230から7,850まで	
全日	午前9時から 午後10時まで	全日	午前9時から 午後10時まで
8,500から12,760まで		7,090から10,650まで	
(略)		(略)	
小練習室		(略)	
(略)		(略)	
午前・午後	午前9時から 午後5時まで	午前・午後	午前9時から 午後5時まで
2,200から3,300まで		1,830から2,750まで	
午後・夜間	午後1時から 午後10時まで	午後・夜間	午後1時から 午後10時まで
2,480から3,720まで		2,100から3,140まで	
全日	午前9時から 午後10時まで	全日	午前9時から 午後10時まで
3,510から5,270まで		2,880から4,320まで	
(略)		(略)	
ワークスペース		(略)	
(略)		(略)	
午前・午後	午前9時から 午後5時まで	午前・午後	午前9時から 午後5時まで
4,410から6,610まで		3,660から5,480まで	
午後・夜間	午後1時から 午後10時まで	午後・夜間	午後1時から 午後10時まで
7,160から10,740まで		6,090から9,130まで	
全日	午前9時から 午後10時まで	全日	午前9時から 午後10時まで
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	

午後・夜間	午後1時から 午後10時まで	午後・夜間	午後1時から 午後10時まで
5,890から8,830まで		5,230から7,850まで	
全日	午前9時から 午後10時まで	全日	午前9時から 午後10時まで
8,500から12,760まで		7,090から10,650まで	
(略)		(略)	
小練習室		(略)	
(略)		(略)	
午前・午後	午前9時から 午後5時まで	午前・午後	午前9時から 午後5時まで
2,200から3,300まで		1,830から2,750まで	
午後・夜間	午後1時から 午後10時まで	午後・夜間	午後1時から 午後10時まで
2,480から3,720まで		2,100から3,140まで	
全日	午前9時から 午後10時まで	全日	午前9時から 午後10時まで
3,510から5,270まで		2,880から4,320まで	
(略)		(略)	
ワークスペース		(略)	
(略)		(略)	
午前・午後	午前9時から 午後5時まで	午前・午後	午前9時から 午後5時まで
4,410から6,610まで		3,660から5,480まで	
午後・夜間	午後1時から 午後10時まで	午後・夜間	午後1時から 午後10時まで
7,160から10,740まで		6,090から9,130まで	
全日	午前9時から 午後10時まで	全日	午前9時から 午後10時まで
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	

改正後	改正前
<p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 大ホール、マルチホール、会議室、ミーティングルーム、大練習室、小練習室、ワークスペース、劇場広場及び駐車場において、商品の販売及び業務上の利用又は広告、宣伝、展示その他これに類するものであつて将来に利便を得ようとして利用すると認められた場合の利用料金は、定額の10割増とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 大ホール舞台面で練習利用をする場合の利用は、2時間以上とし、それを超える場合は、1時間単位とし、その利用料金は、1時間当たり<u>2,020円</u>から<u>3,020円</u>までの範囲で定めた額とする。</p> <p>9～11 (略)</p>	<p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 大ホール、マルチホール、会議室、大練習室、劇場広場及び駐車場において、商品の販売及び業務上の利用又は広告、宣伝、展示その他これに類するものであつて将来に利便を得ようとして利用すると認められた場合の利用料金は、定額の10割増とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 大ホール舞台面で練習利用をする場合の利用は、2時間以上とし、それを超える場合は、1時間単位とし、その利用料金は、1時間当たり<u>1,650円</u>から<u>2,470円</u>までの範囲で定めた額とする。</p> <p>9～11 (略)</p>